

漁船・養殖施設整備等利子助成事業（拡充）

1 趣 旨

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者（以下「認定漁業者」という。）が、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・改造、養殖施設等の取得等をした場合、その金利負担を軽減（実質無利子化）することにより、設備更新の促進による投資の拡大と漁業経営の安定の確保を図る。

2 事業内容

(1) 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため日本政策金融公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

また、平成25年度までの貸付けであって、本事業の助成対象となったものに係る本年度の義務的経費分についても助成を行う。

（助成内容）

- ・ 26年度融資枠 58億円
- ・ 利子助成期間 漁船関連資金：10年、その他：5年
- ・ 対象資金 公庫資金：漁業経営改善支援資金のうち漁船建造等資金、長期運転資金及び漁船資金
近代化資金：1～5号資金
- ・ 利子助成の対象となる借入金の元本の上限

公 庫 資 金	：漁船関係資金	2 億 円
	長期運転資金	5 千 万 円
近 代 化 資 金	：1号資金 20t以上	2 億 円
	20t未満	9 千 万 円
	2～5号資金	2 千 万 円

(2) 暴風・豪雪等自然災害による被災漁業者が経営再開を図る場合に、負担する災害関連資金の金利を最大2%助成し、被災漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

また、平成25年度までの貸付けであって、本事業の助成対象となったものに係る本年度の義務的経費分についても助成を行う。

（助成内容）

- ・ 26年度融資枠 8億円
- ・ 利子助成期間 5年
- ・ 対象資金 公庫資金及び近代化資金の災害関連資金
- ・ 利子助成の対象となる借入金の元本の上限

公 庫 資 金	：農林漁業セーフティネット資金	1 千 万 円
	その他資金	2 千 万 円
近 代 化 資 金	：1～4号資金	2 千 万 円
	5号資金	1 千 万 円

- 3 事業実施主体**
全国漁業協同組合連合会
- 4 事業実施期間**
平成21年度～平成27年度
- 5 平成26年度概算決定額（前年度予算額）**
376,595千円（272,542千円）
- 6 補助率等**
定額
- 7 担当課**
水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

漁船・養殖施設整備等利子助成事業

平成26年度概算決定額：377（273）百万円

認定漁業者及び自然災害による被災漁業者が、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金により施設等を取得、復旧等した場合、負担する金利を最大2%助成（実質無利子化）することにより、当該漁業者の金利負担を軽減。

補助対象：

認定漁業者、暴風・豪雪等の被災漁業者

補助率：定額

事業実施主体：

全国漁業協同組合連合会

交付先：

国 ⇒ 全国漁業協同組合連合会 ⇒
認定漁業者、暴風・豪雪等の被災漁業者

